# 随意契約の結果

【令和２年６月分】工事

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

| 工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等 | 契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地 | 契約を締結した日 | 契約相手方の氏名及び住所 | 契約相手方の法人番号 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 随意契約によることとした理由 | 再就職役員数 | 公益法人の場合 | | | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 | |
| Ｒ０２ビーコンヒル能見台ウエストヒル他２団地エレベーター改修工事 | 契約担当役<br>東日本賃貸住宅本部長<br>田島　満信<br>東京都新宿区西新宿６－５－１ | 令和2年6月1日 | 東芝エレベータ（株）<br>神奈川県川崎市幸区堀川町７２－３４ | 5010701006785 | 139,654,900円 | 137,500,000円 | 98.5% | 本工事は、機構賃貸住宅（ビーコンヒル能見台ウエストヒル他２団地）に設置されたエレベーターに対して安全機能を強化する改修工事であり、当該エレベーター設備の動作と連動して機能する安全装置を追加し、それと連動させるための既設制御盤改修を主とする工事である。<br>既設エレベーター設備と連動させるためには、当該エレベーターを製造した者が独自に開発した制御プログラムや既設機器を一体的システムとして再構築し、機能させる必要がある。このように、本工事は、既設エレベーター設備と密接不可分の関係にあり、既設設備、追加する安全装置等の機能を熟知している者と契約することが不可欠である。<br>よって、会計規程第51条第３項第１号の規定に基づき、当該エレベーターの製造業者で、かつ当該エレベーターの保守管理業務を履行している当該業者と随意契約を行ったものである。 | － | | | | |
| Ｒ０２プラザシティ相模大野エレベーター改修工事 | 契約担当役<br>東日本賃貸住宅本部長<br>田島　満信<br>東京都新宿区西新宿６－５－１ | 令和2年6月30日 | 三菱電機ビルテクノサービス（株）<br>東京都荒川区荒川７－１９－１ | 5010001030412 | 182,602,200円 | 181,500,000円 | 99.4% | 本工事は、機構賃貸住宅（プラザシティ相模大野）に設置されたエレベーターに対して安全機能を強化する改修工事であり、当該エレベーター設備の動作と連動して機能する安全装置を追加し、それと連動させるための既設制御盤改修を主とする工事である。<br>既設エレベーター設備と連動させるためには、当該エレベーターを製造した者が独自に開発した制御プログラムや既設機器を一体的システムとして再構築し、機能させる必要がある。このように、本工事は、既設エレベーター設備と密接不可分の関係にあり、既設設備、追加する安全装置等の機能を熟知している者と契約することが不可欠である。<br>よって、会計規程第51条第３項第１号の規定に基づき、当該エレベーターの製造業者の系列会社で、かつ当該エレベーターの保守管理業務を履行している当該業者と随意契約を行ったものである。 | － | | | | |
| Ｒ０２コンフォール明神台他１団地エレベーター改修工事 | 契約担当役<br>東日本賃貸住宅本部長<br>田島　満信<br>東京都新宿区西新宿６－５－１ | 令和2年6月30日 | 三精テクノロジーズ（株）<br>大阪府大阪市淀川区宮原４－３－２９ | 3120901006634 | 124,202,100円 | 122,100,000円 | 98.3% | 本工事は、機構賃貸住宅（コンフォール明神台他１団地）に設置されたエレベーターに対して安全機能を強化する改修工事であり、当該エレベーター設備の動作と連動して機能する安全装置を追加し、それと連動させるための既設制御盤改修を主とする工事である。<br>既設エレベーター設備と連動させるためには、当該エレベーターを製造した者が独自に開発した制御プログラムや既設機器を一体的システムとして再構築し、機能させる必要がある。このように、本工事は、既設エレベーター設備と密接不可分の関係にあり、既設設備、追加する安全装置等の機能を熟知している者と契約することが不可欠である。<br>よって、会計規程第51条第３項第１号の規定に基づき、当該エレベーターの製造業者で、かつ当該エレベーターの保守管理業務を履行している当該業者と随意契約を行ったものである。 | － | | | | |